

Title	教職員レッド・ページ概要ノート(その6)：東京都における教員レッド・ページ(その1)
Author(s)	明神， 勲
Citation	北海道教育大学紀要．教育科学編， 55(2)： 171-185
Issue Date	2005-02
URL	http://s-ir.sap.hokkyodai.ac.jp/dspace/handle/123456789/357
Rights	

教職員レッド・パージ概要ノート（その6）

— 東京都における教員レッド・パージ（その1） —

明 神 勲

北海道教育大学釧路校教育学研究室

A Note on the Red Purge of Schoolteachers and Officers (6)

— On the Red Purge Case of Schoolteachers in Tokyo (1) —

MYOUJIN Isao

Department of Science of Education, Kushiro Campus

Hokkaido University of Education

はじめに

1. 東京都における教員レッド・パージについては、その前史といえる多田小学校事件(1949年2月)について別稿において検討した。⁽¹⁾ 本稿はその続稿として、レッド・パージが計画され実施される1949年8月から1950年2月における時期を対象として、東京都における教員レッド・パージの全容の解明を課題とするものである。
2. 多田小学校事件においては、東京軍政部教育課長デュペルの執拗な反共攻勢にもかかわらず共産党員の追放はなされることなく、逆にデュペルが「民主主義のスポークスマン」としての適格性を疑われ解任されるという皮肉な結果で幕が閉じられた。他方、C I E教育課のイールズは1949年7月、教育界におけるレッド・パージを勧告したが、以降これはさまざまな抵抗を排除して全国的に実施されることになった。そこには数ヶ月という短い期間ではあったが、GHQ、日本政府が推進しようとした反共政策の段階の相違があった。GHQがレッド・パージ政策を選択したのは1949年7月であった。その意味でデュペルは「早く来すぎたイールズ」であった。本稿ではこれとかがわって、1949年2月に成立した第三次吉田内閣のもとでの反共政策の展開及びGHQ、日本政府によるレッド・パージ方針の概略について論述する。
3. 次に、東京都の教員レッド・パージの実態について検討する。これについては、既に当事者たちの証言をもとにした記録集が刊行されている（東京都教職員レッドパージ三十周年記念集会実行委員会編『レッドパージに抗して三十年』あゆみ出版、1980年）。本稿では、これを参照にしつつ、さらに特別審査局資料などの新たな資料の分析も加え、より全面的に全容の解明を試みたい。東京都における教員レッド・パージの特徴は、その規模が246名と全国最大であること、そして教職員組合のみならず父母、児童による抵抗運動が最も積極的に展開された点に求められる。本稿では、その実際を明らかにし、そのような特徴を

生み出した要因についても考察を加えたい。

一 第三次吉田内閣の反共攻勢と「団体等規正令」の公布

(一) 吉田内閣の反共構想

1949年1月総選挙をへて、2月16日、第三次吉田内閣が成立した。吉田首相は就任談話において、経済九原則を強力かつ忠実に実行することを誓うとともに、「然るに、敗戦後の国民思想の混乱に乘じ、現下の国情をいささかも省みず、無責任な言動をほしいままにし、破壊的な意図のもとに行動しているものもあるが、…断固としてこれを排撃せんとするものである」として、経済九原則の実施と並び反共・治安対策を内閣の基本方針にすえることを宣言した。さらに記者団との会見では、反共対策について、①アメリカの非米活動委員会に類した組織の設置、②共産党の違法な反税闘争排除の方策立案、③教員の共産主義的活動の取り締まり、を挙げている。⁽²⁾ 吉田首相の反共・治安対策は、芦田首相のそれを引き継ぎ前内閣以来検討されてきたものであるが、総選挙における共産党の進出とその実施にあたり激しい抵抗が予想される経済九原則を前に、その具体化が緊要の課題として浮上することになった。

首相の反共構想は、2月19日付「朝日新聞」によると次のようなものであるとされている—①勅令第101号「政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する件」（1946年2月22日公布）を全面的に改正し、「団体等規正令」と改称する。改正の主眼点は、第1条に新たにその目的を規定し、「反民主主義的団体の結成並びに指導を禁止する」ことを明記する。②「非米活動委員会」に類した「非日活動委員会」の設置。これを「非米活動委員会」のように国会内に置くか、共産主義の実態を暴露する宣伝機関として民間におくか、追放審査委員会のように行政機関内に置くかは検討中。③共産主義の実態を明らかにする国民啓発宣伝機関の設置。

その後、これら構想のうち「非日活動委員会」設置は具体化しなかったが、衆議院に考査特別委員会の設置（3月）と勅令第101号の改正による政令第64号「団体等規正令」の公布（4月4日）が具体化され、公安条例の制定等の措置と合せて反共攻勢を強化していった。

(二) 「団体等規正令」の公布とその性格・意図

勅令第101号改正の要点として、目的の規定を新設（第1条）、機関紙の届出義務の規定（第9条）、法務総裁の調査権限の規定（第10条）、解散指定団体の役員等の公職追放（第11条）等を挙げることができるが、その主要な狙いは第1条の目的規定にあった。

勅令第101号には目的規定がなかったが、「団体等規正令」は目的として、「平和主義及び民主主義の健全な育成発達を期するため、政治団体の内容を一般に公開し、秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的、暴力主義的及び反民主主義的な団体の結成及び指導並びに団体及び個人のそのような行為を禁止することを目的とする」（第1条）と新たに明記し、「反民主主義的な団体」を適用対象に加えた。これによって、従来は、軍国主義・超国家主義的団体がその主たる適用対象であったのに対し、「反民主主義的な団体」という規定により共産主義的、左翼的団体、とりわけ共産党をその対象に措定したことである。

殖田法務大臣は、衆議院法務委員会において、1948年6月頃G Sから法務総裁に口頭で改正の指示があり、その後当局者の間で折衝を重ね改正案を作成したと改正の経緯について説明し、「反民主主義的」という規定を入れた理由について次のように答弁している。勅令第101号は1946年1月4日付SCAPIN548号「或種の政党、政治的結社協会及其他の団体の禁止の件」に基づく勅令であるが、もとのSCAPIN548号には「反民主主義的結社及団体」という規定があったが、勅令にはこれが省略されたため、「この勅令は右翼を取締

るものであって、左翼思想については何ら関知しないものであるかのごとき印象を与えておった」。この誤解を改め、左右を問わず適用するという本来の趣旨を明確にするために「反民主主義的」という字句を入れたのであって、その趣旨は何ら変わっていない、と。また、共産党を反民主主義的団体と考えているのかという共産党・梨木作次郎議員の質問に対し、「日本共産党は、わが憲法の上におきまして立派に認められておる政党でありまして、反民主主義的であるわけではないと考えております」と答弁している。⁽³⁾

しかし、当時の首相吉田は、回想録でこれとはまったく異なった説明をしている。改正の経緯について「総司令部が公然と共産党そのものを対象とする取締り立法に踏み出したのは、昭和二十四年二月、わたしの第三次内閣成立早々の指令であった」とし、また、改正の意図について「これは当初は占領軍に反抗する団体や、軍国主義的団体など、いわゆる右翼国家主義的勢力の台頭を抑制する趣旨のものようであったが、新しい改正政令は、その形式内容において旧勅令と大差なかったけれど、その趣旨は、政治団体たる共産党そのものを対象とするにあった。たゞ、その形式は、国民の自由と安全を脅かし、社会に破壊と混乱とをもたらそうとするものに対しては、これが指導理念に拘らず、また右翼と左翼とを問わず、厳正に適用せられる建前で制定されたわけである」⁽⁴⁾としている。特別審査局の吉川光貞局長がG Sのネピアを訪ね、「反民主主義的団体」の規定を含む改正案の検討を行ったのが1月31日から内閣成立前日の2月15日の間であったから⁽⁵⁾、経緯に関する吉田の回想は不正確である。しかし、「共産党そのものを対象とする取締り立法」というその意図や性格についての指摘は、正鵠を得たものであり、当事者の率直な回想として信憑性がある。

SCAPIN548号を歴史的文脈において考察するなら、「反民主主義」の対象としてそれが措定していたのは明白に「秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的結社及団体」であって、共産主義者や左翼の団体では決してなかった。しかし、1949年4月という時点で、1946年1月のSCAPIN548号に明記されていた「秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的及反民主主義的結社及団体」という規定がそのまま「団体等規正令」の目的規定に再現された時、その意味するものは全く異なっていた。ここで「反民主主義的な団体」の対象としてそれが措定していたのは明らか共産党であり左翼であったからである。勅令第101号とその改正による「団体等規正令」の公布は、追放・排除すべき対象の転換を明確に宣言し、占領政策の転換を象徴的に示すものであった。また、それは、戦後日本における「民主化」、「民主主義」の内容と性格の転換をも示すものであった。折りしも、当時教育界においては、アメリカ民主主義を民主主義の正統とし共産主義を民主主義の敵対物として非難した文部省著作教科書「民主主義」が大きな物議をかもし上っていた。⁽⁶⁾

共産党は、「団体等規正令」が吉田内閣による民主的団体や運動に対する抑圧を意図した憲法違反のファシシヨ的暴政であるとして、その粉碎を主張し、政党では唯一反対を鮮明にした。しかし他方では、一般党員の登録に応じるという矛盾した方針を取り、下部組織にそれを積極的に督励した。1950年3月現在で、10万8692名の党員が特別審査局に登録されていた。これは占領下における闘争についての共産党の戦略的路線と展望が不明確ななかで、「四十九年一月の総選挙の躍進によって、人民政権への闘争が現実の日程にのぼった」という誤った情勢評価が強調され、徳田書記長の周辺で『九月革命説』が流布される⁽⁷⁾という状況において採用された「公然化」闘争の一環をなす方針であった。これによって共産党は、まさに反共攻勢を準備していたGHQ、政府の前に組織の全容を曝し、後のレッド・パージの材料を自ら提供することになった。

二 GHQによるレッド・パージの示唆と政府・文部省のレッド・パージ指示

（一）“今は1949年なのだ、1945年ではない” —GHQのレッド・パージ方針—

「人間の英知にそむき個人の尊厳を冒し、個人の自由を抑圧するもろもろの概念が破壊的な力を持って侵入することを不断に警戒し、もって公共の利益の擁護に当たることを切に要望する」—マッカーサーは、1949

年5月3日の憲法施行2周年にあたり日本国民によせたメッセージのなかで、憲法施行2年間の成果に触れた後にこのように述べ、共産主義に対する警戒を呼びかけた。さらに、7月4日のアメリカ独立記念日に際して発した声明では、初めて直接共産主義を名指しにし、「国家のおよび国際的民権はく奪運動」としてこれを激しく攻撃した。さらに、「アジアの心臓」である日本に不敗の反共の防壁を築く重要性を強調したのち、「かゝる運動に対し法律の効力、是認および保護をこんご与えるべきや否やの問題を提起する」として暗に共産党非合法化の可能性を示唆した。

吉田首相は、マッカーサー声明を「非合法化が総司令部側からの最初の示唆が、公式の形をとって与えられた」もの⁽⁸⁾、すなわち「団体等規正令に現われた占領政策の方向、すなわち、共産主義を法的に否定せんとする態度を、一段と明白にしたもの」⁽⁹⁾と受け取り、早速これを歓迎する談話を発表し、具体的措置について法務府等で研究することとした。

この頃、GHQは、反共攻勢を一步すすめるレッド・パージ方針を採用するに至った。7月19日、新潟大学開校式においてイールズはCIE局長ニュージェントの承認のもとに共産主義者の大学からの追放を勧告した。これはレッド・パージを公然と言明したGHQ最初の公式声明であった。また、GSもこの頃、政府に対して公務員のレッド・パージを示唆していた。1949年7月21日、GHQの示唆によって開始された政府機関から共産主義者とその同調者を追放するという計画についての最終的会談がGS公職課長ネピアと法務府の間で行われ、首相が閣議に提出する案がネピアによって承認された。ここでは、「国の復興の重要な状況に鑑み、政府機関の公正、穩健かつ民主的な運営を確保するため、人員整理の計画を立案し決定する」として、政府機関及び地方公共団体の職員から「日本共産黨員（秘密黨員を含む）、同党の同調者及び協力者、そして共産主義を信奉していると見られるすべての破壊的分子」を一斉に解雇することを謳っていた。⁽¹⁰⁾

こうしてGHQは、共産主義に対する攻勢の段階を、極限の非合法化直前の状態にまで進めることになった。このような中で、G-2の対敵諜報課長ブラットン大佐は、組織情報に関するGS公職課長ネピアへの電話で次のように語った。

“今は1949年なのだ、1945年ではない。占領の方向は変化したのだ”，と。⁽¹¹⁾

（二） 政府・文部省のレッド・パージ指示

1949年7月22日、政府は閣議において公務員のレッド・パージ方針を決定し、これを行政整理に含めて強行することを確認した。これについて吉田首相は「総司令部の示唆に従って、官庁業務の正常な運営を害する虞れのあるものとして、赤色分子を併せて解雇する方針を立てた。そして各官庁を督励して、該当者を一斉に調べさせ、その年の七月から九月に亘って、他の通常の被整理者と併せて、これらの分子を整理させたのである。それからさらに、地方の都道府県に対しても、政府の方針に倣って同様な措置を講ずるよう勧奨した」⁽¹²⁾と述べている。吉田はさらに8月9日付マッカーサー宛書簡において「政府職員ならびに教育機関から共産主義の影響力を抹殺する」ことを「国家再建のための一つの包括的計画」の方策として「政府が断固として恐れることなく政策を遂行する」⁽¹³⁾決意を披瀝している。吉田にとって「教育機関から共産主義の影響力を抹殺する」ということは、共産主義対策において念頭を離れることのなかった課題であった。⁽¹⁴⁾

このような政府の方針にもとづき、文部省は教員レッド・パージの指示を行うに至る。文部省は、9月7日（東日本）、8日（西日本）の両日、極秘に全国の教育長を招集し、レッド・パージの実施を指示した。これについては、当時京都府教育長天野利武氏が、以下に紹介するような詳細なメモを残している。⁽¹⁵⁾

文部省人事課長からの親展至急電報で招集された同会議は、文部大臣官邸を会場とし（文部省に出頭させバスで移動）3時間にわたり開かれ、大臣、局長、人事課長から教員整理の具体的実施方策について、左のような指示指導がなされた。

一、本措置はGHQの口頭指示であり、directive によっていない。directive ではないが、それに相当するのでやらねばならない。GHQの指示云々については責任ある者は一切口外してはならない。

二、行政整理の枠内で行うが、それ以外の者は国家公務員法其他所定の規定によって免職を実行する。最大多数を検討する（8月末から実施を見込む）。

三、実施は事前に漏洩しないよう平常事務遂行の態を以て実行する。

四、7月末日指示した調査はこれを行うための準備の意味をもっている。

五、日本共産党は暴力的破壊的団体になりつつある。故に其党员やシンパが、その職にあることは排除されねばならない。この趣旨からすれば日本共産党を非法政党として解散させれば一番よいが、現在の段階ではそこまでいけない。したがって党籍をもつだけでは止めさせられないので、国家公務員法、教育基本法、其他の法令の条文に照らし少しでも抵触すれば罷免させるという手を用いる以外に手はない。

六、排除の方法には困難があるが、GHQは断行の決意を有するからやらねばならぬ、しかし、教育公務員法等があってもやり難い。どうしてもやれぬ場合にはGHQ自らやる。出来ぬ場合については、詳細にその理由を附して文部省に申出る。

七、排除に支障を来すことがあるといけないから、CIEに連絡することは実施の直前にすること（CIEは本件とは無関係である）。教育委員にも、同様準備完了後に話をする。一切の準備が終わってから教育委員の危険分子は避けて、個別的に話をなし、会議の時は多数決で行うこと。

八、府県知事に直接相談して府県の協力を求める。国警、CICの協力を求める。国警、CICに相談する場合にも右の内容は極秘にする。

九、辞職勧告によりやるのがよい。辞職勧告をする場合には充分根拠を調べ、（理由を）出さねば時間をおかずして直ちに法律を適用して一方的に免職にしてしまう。休職でなく免職でなければならないが、第1段階は休職処分でもよい。

文部省のレッド・ページ指示については他にも大分県教育長飯田忠氏及び岩手県教育長山中吾郎氏による同趣旨の証言があり⁽¹⁶⁾、それは動かせない事実といえる。以降、文部省、地方民事部及びCICの指示、督励のもとに、教育長・教育委員会事務局の手によってひそかにレッド・ページ遂行の準備が一斉に始められることになった。⁽¹⁷⁾

なお、天野利武氏のメモによると、全国教育長会議に先立つ7月28日、文部省適格審査室主事が来訪し、府下全公立学校中の共産党员及びシンパ・容共分子の調査と人数の報告を求められたとされている。⁽¹⁸⁾さらに、全国教育長会議に関する天野メモによると「四、七月末日指示した調査はこれを行うための準備の意味をもっている」という指摘がなされている。このことから判断すると、レッド・ページに向けての各都道府県における調査活動は、1949年7月末以降にすでにスタートしていたものと考えられる。

全国における教員レッド・ページの遂行状況は、次のとおりである。

都道府県別教員レッド・ページ数と教員総数に占める割合一覧⁽¹⁹⁾

都道府県	教 員 総 数	整 理 者 数	割 合 (%)
北海道	24,600	26	0.106
青 森	8,319	14	0.168
岩 手	10,356	40	0.386
宮 城	11,158	23	0.206
秋 田	9,052	43	0.475
山 形	10,790	19	0.176
福 島	14,317	14	0.098
茨 城	13,701	16	0.117
栃 木	9,948	16	0.161
群 馬	11,329	38	0.335
埼 玉	13,878	4 + ✂	0.029
千 葉	14,173	2 + ✂	0.014
東 京	26,234	246	0.938
神奈川	11,754	22	0.187
新 潟	16,411	12	0.073
富 山	6,845	8	0.117
石 川	7,020	6	0.085
福 井	5,258	3	0.057
山 梨	6,277	5	0.080
長 野	16,026	21 + ✂	0.131
岐 阜	10,293	4	0.039
静 岡	14,968	67	0.448
愛 知	19,522	31	0.159
三 重	10,386	31	0.298
滋 賀	5,919	10	0.169
京 都	11,352	51	0.449
大 阪	18,411	98	0.532
兵 庫	20,663	25	0.121
奈 良	4,850	7	0.144
和歌山	7,331	7	0.095
鳥 取	5,271	12	0.228
鳥 根	7,297	11	0.151
岡 山	11,629	34	0.292
広 島	13,532	26	0.192
山 口	10,664	9	0.084
徳 島	6,759	4	0.059

香 川	6,762	4	0.059
愛 媛	10,662	3	0.028
高 知	6,225	0	0.000
福 岡	21,892	11 + 〳	0.050
佐 賀	6,381	16	0.251
長 崎	9,798	15	0.153
熊 本	12,084	37	0.306
大 分	9,693	14	0.144
宮 崎	7,592	6	0.079
鹿児島	13,071	2	0.015
総 計	530,453	1,113 + 〳	0.210 + 〳

三 東京都における教員レッド・ページ方針の決定

東京都における教員レッド・ページの端緒について、当時東京都教職員組合（以下、都教組）の執行委員をしていた堀切路夫は、「1949年の8月頃だと思いますが、当時の教育庁の友人から七百余名にのぼる首切りが提出されていることが知らされ、直ちにたたかいを進めることを組合に提起しました」⁽²⁰⁾と回想している。この頃より東京都教育庁（以下、都教育庁）は、文部省の指示に従い密かにレッド・ページに着手していたものと思われる。これについて、1949年10月6日付「アカハタ」は、つぎのように報じている。

近く行われようとしている都内の教員大量首切りについて三日共産党堀江教育委員は宇佐美教育長と会見、その意向を正した。教育長は「政治的な首切りではない、刷新である」と答えたが刷新の基準については「都庁の整理基準と同様なものだ」と都職員首切りと全く同じ方針であることを認めた。なおその時期については教育長は言明をさけたが、教育庁では直接の執行機関である教育委員会に何ら具体的な報告もせず昨年九月以降、各学校ごとに調査をすすめている。

また、1949年10月8日付「日本教育新聞」は、都教組のこれに関する情報を次のよう紹介している。

都教組の情報によれば整理の期日、人員などについては不明としているが、整理はほとんど必至と見ており、この場合教育基本法第8条を適用「共産黨員」「同シンパ」を始め「校長に反抗する者」「理由なき長期欠勤者」「勤務成績不良の者」などを理由に挙げ、小中学校は都から区教委を通じ、高等学校のは直接学校長に、このワク内で教員の思想活動の実情調査を依頼、すでに9月末日で大部分は終了したと見ている。

これにたいして、都教育庁の川崎次長は、「組合では10月初旬に実施するように考えているらしいが都では整理について具体的に考えたことはないが一応研究はしている。…校長に教員の身上調査を依頼しているという説は首切りに関係なく常に教員の思想的動向を知るための調査にすぎない」⁽²¹⁾とコメントし、事実上レッド・ページのための調査を実施していることを認めている。

また、ある被追放者の次のように証言もこれを裏づけている。

9月末ごろ何かの機会に校長と二人で話していたとき、校長が筆者の勤務状況その他について区教委の小田指導主事に種々と訊かれたと洩らしたので、「校長の判断では、自分の勤務の概評はどうだ」と試みに訊いたところ、「概して不良」との答えがハネ返ってきた。そこで、「そう判断する具体的事実にはどんなことがあるのか」と反問したところ、「鐘が鳴って直ぐ教室に行くのは良いが、進度表を出さず、出勤簿にまとめて捺印し、校長室にぶらさげた当日の出欠表を示す名札を利用せず、机に腰掛けて授業をしていることがあった」などの趣旨のことを言っていた。これは、処分説明書について説明を求めたときに校長の挙げた裏づけの具体的事実なるものとほぼ一致していた。⁽²²⁾

都教育庁がレッド・パージの実施を公式に明らかにしたのは、10月中旬であった。10月16日、宇佐美教育長は伊藤吉春都教組委員長に、「人事刷新という名目で近く大量首切りが行われること」を明らかにし、さらに翌18日、渋谷学務課長は、「組合の役員であるからといって、対象にならないということはない」と言明している。⁽²³⁾ また、「17日に米民生部との話し合いがあった時、彼等は、人員整理は能率の低いものからされるであろう、政党所属などは整理しない等のことを言明した」⁽²⁴⁾ という。

宇佐美教育長は、11月7日都教組に対し、11月17日の定例教育委員会に整理基準を提示することを明らかにした。教育庁の計画では、この後11月24日の臨時教育委員会でこれを決定し、12月初旬には辞職勧告を開始するというので準備を進めていたが、思わぬハプニングのためこの計画は大幅に遅れることになった。整理基準案提示を予定した重要な定例教育委員会を前にした11月11日、成田千里教育委員長が、庁舎内で、勤務中の総務課長を「自動車がきたない」などという理由で殴打するという事件が起き、これが新聞にも報道され大きな問題となった。辞職勧告審議の矢先に、当の計画の責任者である教育委員長がお粗末な不祥事を起こしたことによって教育委員会は苦境に陥り、既に教育庁内で作成済みの整理基準案の決定は年を越すことになった。

問題の処理に苦慮した教育委員会は、1月19日成田委員長問責を内容とする声明書を当人を除く6名の教育委員連名で発表するという異例の措置を取ることによって殴打事件に一応の区切りをつけ、翌20日、ようやく臨時教育委員会で審議することになった。

都教組をはじめとする労働組合や父母・学童約千名が陳情の示威を行い、数百名の警官が庁舎を包囲するというものものしい雰囲気なかで、教育委員会は共産党の堀江委員の強い反対を押し切り、5対1をもってついに「刷新基準要綱」を可決し、「人事刷新」の名のもとにレッド・パージの実施を承認した。なおこの臨時教育委員会には、1949年11月より占領軍の機構改革により東京都もその傘下に加わることになった関東民事部の反共教育攻勢で高名をはせたフォックス教育部長が臨席し審議を見守っていた。決定された「刷新基準要綱」は、以下のとおりである。

[刷新基準要綱]

(一) 勤務成績不良のもの

- (1) 勤務を怠るもの
- (2) 欠勤、遅刻、早退の多いもの
- (3) 無断で勤務を離れるもの

(二) 職務能力の低いもの

- (1) 教授能力の低いもの
- (2) 教育への熱意を欠くもの
- (3) 教員として信用、品位を失い、成績をあげることのできないもの

(三) 学校経営上非協力のもの

- (1) 法令或は指揮監督者の正当な命令を守らないもの
- (2) 学校の教育方針又は民主的運営に協力を欠くもの
- (3) 学校を拠点として、又は教員の身分を利用して一党一派に偏した政治活動をする傾向が強く教育上支障のあるもの

四 辞職勧告の実施と被勧告者たちの対応

（一） 辞職勧告の概要

辞職勧告は、2月13日正午、各学校で校長あるいは区学務課長をつうじて一斉に（校長不在の一部では15日）行われた。都教育庁発表によると、対象とされた教員は246名（その内訳は、幼稚園1名、小学校153名、中学校68名、高校24名）という大規模なものであった。これを全国的に見ると、対象者数では東京の246名が最も多く、これに大阪（98名）、静岡（67名）、京都（51名）、秋田（43名）が続く。また、教員総数に占める比率でも、東京は0.938%と他に抜きんで高く、これに次ぐのは大阪の0.532%であった。また、筆者の算定によると全国の追放対象者は約1,200名であるが、このうち東京だけでその20%強を占めていた。（前掲「都道府県別教員レッド・パージ数と教員総数に占める割合一覧」参照）

辞職勧告の対象とされた246名に対して、48時間後の2月15日正午までに諾否の対応が求められ、勧告を受託した場合は依願退職扱い、勧告を拒否した場合は「官吏分限令」を準用して休職扱い（その1年後には自然退職）とされたことは他の都府県とほぼ同様であった。

辞職勧告の状況について、由良一男は次のように記している。

午後の授業がはじまったばかりの午後一時五分、教室へ、校長からの使いが来て、「校長先生が呼んでいるから来てください」とのこと。いってみると、校務主任もいあわせていて、〇校長はさっそく、つぎのことをいいだしました。

「今回東京都立学校の人事刷新につき、当局からの指示があるので退職してもらいたい。なお、この勧告に応じて退職する者については、整理退職者に対する給与金支給要領による特典がある。依願退職の手続きは明後十五日正午までに提出されたい。勧告の諾否は四十八時間後の明後十五日までに明示されたい」と。

わたしは、理由は何かとただしました。すると、まったく事実誤認とこじつけでしかない、つぎのことを読みあげました。

「昭和二十二年度二学期以降、昭和二十三年度にわたって、無断離職、教室放棄等あり、父兄から排斥されるなど勤務不良であった。教育方針に対しては、批判のための批判に終始しその実現にほとんど協力しないばかりでなく、職員会議の運営を障害し、ことごとに紛争を起し、ことに津野前校長に対しては、常に反抗し、学校運営をほとんど不能ならしめるなど学校運営に非協力である」と。⁽²⁵⁾

また、墨田区小梅小学校における状況について、小林金治は次のように記している。

昭和二十五年三月十三日、午前十時頃から正午にかけて、学校長横川忠一氏に呼ばれ、勤務校の応接室において辞職勧告を受けた。立会人として校務主任の四宮敏雄氏がいた。わたしと同時に勧告を受けたのは、松田実雄氏…、雅楽威宣告氏、松田ゆき氏であった。校長も校務主任も、顔面蒼白にしてふるえていたのを覚えている。もちろん、われわれも、怒りにふるえていた。四名はただちに、父兄ならびに職員とともに話しあいたいと申し入れ、ようやくこれを了解させ退出した。午後零時半、父兄はぞくぞく参集してきた。

〈中略〉ついに一年一組の教室で、父兄、教員立ちあいのもとに、辞職勧告とその理由を問いただした。しかし、横川校長はきわめて一般的で、しかも抽象的な表現で教育庁の態度を話ただけで、私たちの質問にも、父兄たちの質問にも回答を回

避して、具体的には個々の教員に話すといって逃げるようにひき上げてしまった。わたしたちは、ひきつづいて応接室で、横川校長、四宮校務主任と父兄と教員代表とともに、辞職勧告の理由を聞いた。辞職勧告の理由は、四人については多少のちがいがあったが、わたしの辞職勧告はつぎのようなものであった。

1. 過去自己の主張を強調し、法令通牒等を無視する傾向が強く
2. 一党一派に偏した宣伝ビラに考慮がかけていて
3. 学級新聞その他についても考慮がかけている。

以上の三項である。1項、2項は共通で、吉田実雄氏のように教員組合の役員をしていたものには、「過去しばしば学校に出勤しても教室に臨まなかった事や、職務を離れ、児童を放任することが多かった」をつけ加えている。また、具体的事実について追求すると「これ以上は言えない、聞きたいことは教育庁に行つて聞いてほしい、自分にはわからない」といって逃げた。⁽²⁶⁾

(二) 被勧告者たちの対応

16日正午現在教育庁情報では、勧告受託者85名、拒否者24名、その他不明であったが、教育庁は休職処分発令後も受託者を増やすために、2月20日までに退職願を提出すれば休職処分は取り消し15日付依願退職扱いするという措置をとった。

被勧告者の対応は最終的には、拒否者7名を残し239名が勧告を受託し依願退職という結果となった。これに関連して二者択一を迫られた被勧告者たちの苦境について堀切路夫は次のように記している。

それでは誰がたたかうのかという問題です。二百四十六名のほとんどは共産黨員・支持者でした。彼らは組合の役員であったり、すぐれた教育の実践家であったり、また、職場の中で厚い信頼を得ている人であったりします。この全員がやるかというとうそはいきません。また、休職すれば給料は本俸の三分の一になってしまいます。これではまともな生活はできません。〈中略〉したがって、パージされた人たちの生活は非常に過酷なものであったわけです。また、休職辞令と退職辞令の二つを15日にいっぺんに送って二者択一をせまるわけです。それを拒否すると懲戒免職にするという情報も流れてきました。いっそう厳しい状況におかれたわけです。そこでどうするかを考えました。拒否してやれば文句なく審査を受けられます。食べられないからということで退職すると、法廷闘争ができなくなります。ところが、判例があつて、自分の意思にあらずということが明確になっておれば、退職の形をとつても、処分されたということで法の保護を受けることができることがわかりました。そのことをはっきりさせて、生活のなりたたないものは退職金をとつて、そして審査請求しようときめました。同時に、私を含んで当初8名、途中で7名になりましたが、退職を拒否し、81名が退職の形をとつて審査請求しました。⁽²⁷⁾

対応策にかんするこのような方針は、都教組内の共産党グループが弁護士とも相談のうえ決定したものであった。この方針には内部に異論もあつたようであるが、意に反して退職願の提出を迫られた被勧告者たちは、その無念さを様々な抗議の形で表明していた。たとえば、四谷第四の奈良・藤崎・井出の3名は、「この退職願いは本人の意志によるものではない」という一文を附加して、二枚の改良手紙をとじ、しっかりと割り印を押して出した⁽²⁸⁾。また、小梅小学校の吉田実雄は東京地裁への提訴資料において小梅小学校での状況を次のように記しているが、そこからは退職願を提出せざるを得ないことへの彼らの無念さがうかがえる。

(校務主任の)四宮氏から示された退職願が一身上の都合とあるのにたいし、これは不都合であつて、これでは書けないということになったが、(これは)法的に定められた一定の形式だからという。四宮氏が校長もこの形式でないと通らないといつてゐるから、いろいろ理屈もあろうがということで、(わたしは)書くことにした。自分で筆をとつたのは吉田だけであり、

後の三人（雅楽・松田・小林）は書けないという理由で、中村三之介、横山兼一郎両教員が代筆した。〈中略〉辞表を出すには全職員の前で出したいことを申し入れ、午後二時、全職員集合、屈辱的な退職願を読みあげ、一身上の都合ではないこと、権力のために屈服せざるを得ないことを訴えた。⁽²⁹⁾

五 追放者リスト

（一） 特別審査局リストの示唆するもの

東京都における教員レッド・パージの実態を解明するうえで、興味深い資料がある。特別審査局四係（左翼・共産党関係担当）が作成した「昭和二十四年度第一次 全国教員整理者名簿」と題する資料である。⁽³⁰⁾

ここには、東京都の共産党員と目される教員156名のリスト（朝鮮人31名を含む）が、共産党所属組織別に載せられている。さらに、「東京都では㊦を含む二百四十七名の教員を整理したがなほ関係教員は八十八名残存していると当局は見ている」として整理された247名と未整理の78名のリストが載せられている。

整理された247名のリストは、学校種別のほかに各人が「A、B、C」の3欄に分類されており、さらに㊦という記号が付されている者もいる。その意味の説明はないが、その内容から判断して、Aは共産党員、Bは共産党員または支持者、Cはその他という思想的識別記号であると推定することができる。また、何名かに付された㊦の記号は、団体等規正令に登録していた者と推定することができる。

247名の学校種別は、幼稚園1名、小学校152名、中学校69名、高校25名とされている。また、思想的識別では、A124名(50.2%)、B78名(31.6%)、C25名(18.2%)とされ、Aランク及びBランク合せた共産党員及び支持者の割合は実に81.8%に達している。この整理が共産党員に照準をあてたものであったことを如実に示すものである。さらに、㊦の記号が付されているのは91名で、内訳は、Aランク76名、Bランク15名、Cランク0名である。㊦の記号が付されたBランクの15名は、おそらく団体等規正令に登録している共産党員であるが活発に活動をしていないものを指すものと思われる。これは、たとえば、「3月4日に都教委の佐野指導主事のところに、大田関係の4、5名で抗議に行ったが、やりとりの過程で、同主事は『(団体等規正令で共産党員として)登録しているだろう』との趣旨のことを事もなげに言っていた。事実、当時、登録していたと思われる区内数名の党員教員の全部が対象となり、組織的活動をしていなかった2名も容赦はされなかった」⁽³¹⁾という指摘から判断することができる。また、Cランクは、思想的問題とは無関係で、「大田の17名のなかには、(中略)まじめ過ぎる人柄を嫌った校長と、教頭のあと釜をねらった野心家の部下との陰謀の犠牲になったとしか思えない数学教育の権威」⁽³²⁾のように校長との折り合いが悪かったケースや勤務成績不良者等が挙げられたものと思われる。

なお、この特別審査局リストは、都教委発表の整理人数とは若干の相違がある。都教委発表によると整理人数は246名であったが、特別審査局リストでは1名多い247名とされ、また学校種別の人数も小・中・高校について1名の違いがある。この違いがなぜ生じ、どちらが正確なのかは判断できないが、違いは僅少であり、同一のものとして扱っても問題はないと考える。本稿では、都教委発表の数字に拠ることとする。

次に、「未整理 ㊦党員」「在職中の㊦党員名簿」の存在に注目したい。このリストでは、88名が全員「A欄」に分類されており、勤務先の学校名とともに31名に団体等規正令による登録を意味すると思われるの記号が付されている。これを整理者リストと合せて考察すると、第一に明らかにされたのは、東京都の教員の共産党員全員が追放の対象とされた訳ではなく、登録党員でも追放されなかったものが相当数存在したことである。特別審査局リストによると、東京都の教員の共産党員数は227名余とされているが（整理済A欄124名、同B欄のを付した15名＋㊦、及び未整理の88名の合計）、追放されたのは約60%の139名余にすぎなかった。なぜ全員を追放対象としなかったのか、また追放者と未追放者の選別がどのようになされたのかは不明

である。第二に、教員の共産党員のどの程度が当時団体等規正令による登録をしていたかということである。リストによると登録者は122名であるから、約54%と半数強が登録していたことを示している。最後に、特別審査局あるいは東京都・都教委は、当時の都内の学校における共産党の動向を党員数を含めてほぼ完全に掌握していたと推測されることである。

(二) 追放者リストの作成過程

東京都における教員レッド・パージリストが、いつ、誰によって、どのように作成され、最終的に246名の追放対象者がどのようにして確定されていったのかについては、現在のところこれを論証する資料がなく、その実態についてはほとんど判明していない。したがって、ここではいくつかの断片的な事実をもとに、これに関する推定を試みることにしたい。

まずリストについてであるが、それに関連すると思われる一つに、デュペルリストを挙げることができる。

東京軍政部教育課長のデュペルは、1949年2月、多田小学校事件にかかわって共産党教員150名の解職を都教委に要求したが、その際、「これら教育者の名簿と活動の詳細についての資料を提供する」⁽³³⁾と語っていた。デュペルは1948年頃から共産党員に関する情報収集を執拗に行っており、ある都教組執行委員の手を通じ都教組執行委員会の共産党員リストの提供を受けていた事実も明らかにされている。⁽³⁴⁾1949年1月、東京都において教員の共産党への集団入党が報ぜられたが、これらのリストも彼は入手していた可能性がある。かれが都教委に提供すると声明した150名といわれる共産党員リストは、これらのさまざまな方法で収集した情報をもとに作成したものと思われる。1949年6月の帰国に際してデュペルは、「おれの置きみやげは、東京都の赤い教員の首切りリストである」⁽³⁵⁾と声明したといわれているが、デュペルリストはおそらくは存在し、それが後のレッド・パージリストに何らかの形で利用された可能性は高い。

さらに、団体等規正令リストは、レッド・パージリストに密接に関連していたと考えられる。先に述べたように、共産党は党公然化の一環として団体等規正令にもとづく党員の登録を積極的に推進した。東京都における共産党もこれに従ったが、これについて当時共産党員であった教員の一人は次のように記している。

1949年4月、団体等規正令が公布され、特定の政党に所属するものは、政府の(特審)機関に登録せよということである。(中略)この頃、代々木の本部では、全党員に登録をよびかけているのではないかと思われた。どういう意図でこういうあぶなっかしい裸戦術をとるのか、半信半疑のまま、私は『党公然化』の名による細胞の決定に反抗することができなかった。(中略)考えてみると、不思議な話だが、レッド・パージの嵐を直前にして、団規令による党員の登録は大いに奨励された。これに対して、とやかく言うものは『公然化』をさぼるものであり『敗北主義者』、『日和見主義者』、『民同』…として非難された。(中略)われわれは、このようにして、自ら首切名簿をつくり、敵の首切政策に必要な資料を自らつくった。⁽³⁶⁾

団体等規正令リストは、先に見たように確実にレッド・パージリストに活用されている。

レッド・パージリストについて直接言及しているは、堀切路夫である。堀切は、以下に紹介するように、8月頃、教育庁に七百余名のリストが存在したことを繰り返して証言している。

1949年の8月頃だと思いますが、当時の教育庁の友人から七百余名にのぼる首切りが提出されているということを知らされ、直ちにたたかいを進めることを組合に提起しました。⁽³⁷⁾

最初に述べました七百数十名の首切りのためのリストアップに、当時の組合支部の幹部、その他全国的な学校長会の会長になったりしている人などが協力し、リストを提供していることも明らかだったわけです。⁽³⁸⁾

八月には軍政部からのリストと社民幹部の協力によって七百余名がリストアップされていた。その事実をつかんだ私たちは都教組に立ち上がるよう提起し教育庁交渉が始まった。教育庁は言を左右にしていたが十月十六日ついに「人事刷新をする」と言明、パージの狙いがはっきりした。⁽³⁹⁾

堀切の指摘する七百余名のリストは、これに言及しているのは堀切だけで確証はないが、1949年7月末に文部省が調査と提出を指示したとされるリストの可能性も十分に考えられる。ともあれ、9月末ころまでには教育庁による校長を通じた調査はほぼ終了し、宇佐美教育長が組合にたいして「人事刷新」の実施を表明した1949年10月16日には、最初の追放対象者リストがほぼ完成していたものと見られる。教育庁のこの頃の計画では、11月に刷新基準を決定し、12月初旬には整理を実施するというものであったからである。この計画は成田事件によって大幅に遅延することになるが、リストの最終決定過程には次のような経緯も存在したと言われている。

二月はじめのある日、わたしは板橋支部の執行部Dの訪問をうけた。かれは臧首問題について個人的に訪ねてくれたのだった。「これは極秘のことですが、どうも先生がリストにのっているらしいのです。とにかくY視学と会ってみてください。（中略）」という。いろいろ聞きただしてみると、かく首は二百数十名で、その数は軍政部からの指示によるものらしい。共産党員とシンパが主だが、校長が助けたい場合は視学の所へ行かせている。脱党を誓ったり、組合活動をしないと誓ったりすれば許されることもあるらしい。都議や区議などの有力者のあっせんで除外される者もあるようだ。それらのかわりに、校長の気に入らない教師や、悪質教員がはめこまれている。教育庁としては、いちおう首の数さえそろえばよいのらしい。高校には、ほとんど手をつけない。豊島・青山・大泉三校出身者の割りふりということもあったりして、まだ最終的にはなっていないようだ、とぎま（他府県出身者）は不利ですよ、というのだ。（中略）あとできいたところでは、Dの話はみな事実だった。あのとき、Y視学をたずねて無実を語っていたら、わたしもパージにならなかったかもしれない。おなじく民科や民教協の幹事としてふもとどまったあのK氏も、教組出身区議のあっせんで首にはならなかった。⁽⁴⁰⁾

なお、「人事刷新」作業は、終始教委庁の主導のもとに推進され、教育委員会はリストの作成にはまったく関わっていない。1949年10月24日開催の第10回教育委員会において、堀江委員は、他の府県において教員の整理が行われ東京都においても大量整理がなされるだろうと新聞は報じているが、これについて教育長からこれまで何の提案もないため教育委員会ではまったく論議されていないことに遺憾の意を表明し、整理に関する基本方針等を早急に教育委員会で審議すべきことを提案した。並木委員もこれに同調し、宇佐美教育長は整理基準を早急に提案することを約束している。⁽⁴¹⁾教育委員会に「人事刷新」の整理基準が提案され、これを委員会が可決したのは1950年1月20日であったが、この時点では整理リストは教育庁の手によってほぼ確定していた。決定された人事刷新基準に基づき調査を行い、この結果に基づき246名もの大量の該当者を整理するというのは時間的にまったく不可能であったから、教育委員会は実質的には「人事刷新」にほとんど関わっていなかったと言える。これについて、当時教育委員の堀江邑一委員はつぎのように指摘している。

…東京都教育委員会の審議にも、重要案件については、つねにデュベル、スティグ、フォックスなどというアメリカ軍将校が臨席、監視していたものである。二百四十六人の教員の首切りの実行にあたっても、首切りに具体的対象者の決定は予め幕裏で行っておきながら、それをうまく実行するために好都合な、抽象的で、もっともらしい人員整理基準案なるものだけを教育委員会の審議（米軍将校の立ちあいの下で）にかけるというやり方がとられたものである。⁽⁴²⁾

ここでも文部省のレッド・パージ実施方法に関する指示は完全に貫かれていた。とりわけ、共産党員の教育委員が存在した東京都において、教育庁主導となるのは当然のなりゆきであったともいえる。

[続く]

【注】

- (1) 明神勲「東京都における教員レッド・パージ前史—多田小学校事件の研究—」『釧路論集』第36号、2004年11月。
- (2) 「朝日新聞」1949年2月17日付。
- (3) 「衆議院法務委員会議録」第5号（1949年4月8日）
- (4) 吉田茂『回想十年』第二巻、新潮社、1957年、272頁。
- (5) GHQ/SCAP Records GS(A)-00666.
- (6) CIE教育課のH.ベルの指導のもとに1948年10月に発行された文部省著作社会科教科書「民主主義」(上)は、民主主義の〈正統〉と〈異端〉について教科書において初めて審判を下したという点で重要な意味をもっていた。「民主主義」、「民主化」という概念が、反軍国主義・反超国家主義のシンボルから反共産主義のそれへと変質したことを象徴的に示すものであった。清水幾太郎は、「…社会化の教科書として「民主主義」(上)が文部省から発行された。これは終戦後の教育に於ける最も大きな事件の一つである」と当時評していたほどである（『教育社会』第4巻第4号、1949年4月、2頁）。教育学者や歴史学者からは、「国定『民主主義』(国分一太郎)とか「新しい『国体の本義』(井上清)などの批判がなされ、国会においても社会党、共産党の議員がこれを取上げている。さらに、日教組は、「民主主義」の撤回を文部省に要求し（1949年4月26日）、共産党、民主主義擁護同盟、民主主義教育協会、産別会議、全学連などの7団体が、元文相森戸辰夫、前文相下條康麿、現文相高瀬壯一郎、編集委員尾高朝雄（東大教授）の4氏を職権乱用で最高検察庁に告発した（1949年3月15日）。
- (7) 日本共産党中央委員会『日本共産党の八十年』日本共産党中央委員会出版局、2003年、96頁。なお、共産党は団体等規正令にもとづく党員の登録について、「吉田内閣が、占領軍の指令にもとづいて団規令を公布したときも、党は反対闘争を組織せず、その規定にしたがって十万をこえる党員を特別審査局…に登録し、党組織の主要部分を敵にみずから暴露する誤りをおかした」（日本共産党中央委員会『日本共産党の六十年』日本共産党中央委員会出版局、1982年、128頁）と批判的に総括している。
- (8) 吉田茂、前掲書、275頁。
- (9) 吉田茂、前掲書、276頁。
- (10) GHQ/SCAP Records GS(B)-00991.
- (11) GHQ/SCAP Records GS(A)-02274.
- (12) 吉田茂、前掲書、286頁。
- (13) GHQ/SCAP Records GS(B)-01751. 袖井林二郎編訳『吉田茂＝マッカーサー往復書簡 [1945－1951]』法政大学出版局、2000年、272頁。
- (14) 1948年12月20日の衆議院人事委員会において吉田首相は、「私は共産主義そのものが悪いというのではない、日本の復興をさまたげ、産業の発展を害したりするような共産分子が悪いというのだ、ことに教育を害するような共産分子は困る」という趣旨の答弁を行い、教育界における共産主義を特定して懸念を表明している。これは、1949年2月16日の組閣第一声に引き継がれ、1949年8月9日付マッカーサー宛書簡においてさらに繰り返されている。
- (15) 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房、1983年、576－568頁。
- (16) 当時大分県教育長飯田忠氏は、「現代史の証言(4) 占領下の大分県教育行政 I」（『東京経学会誌』第103号、1977年）において、当時岩手県教育長山中吾郎氏は、六三制研究会『岩手の教育行政物語』（熊谷印刷出版部、1980年）において、それぞれ文部省のレッド・パージ指示について証言している。
- (17) 天野メモに記されているように、GHQ内で初等・中等学校におけるレッド・パージを担当したのはCIEではなくGS（民政局）であり、地方でこれを推進したのはG-II傘下のCICであった。CIEは、イールズ声明や彼らの全国行脚に見られるように大学・高等教育分野のレッド・パージに限定しこれを担当した。
- (18) 阿部彰、前掲書、575－576頁。
- (19) 教員数は文部省『文部省第七十七年報 昭和二十四年度』に拠るもので、公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校教員数の総計である。ただし、レッド・パージの対象外であった「講師」、「その他の教員」及び「外国人」は除外している。また、整理者数は、明神勲「教員レッド・パージの被追放者数をめぐって—「約1,700名」説批判—」『北海道教育大学紀要（第一

- 部C)』第38巻第2号（1988年3月）に拠る。筆者は、全国の被告追放者数を約1,200名と推定している。
- (20) 堀切路夫「証言・東京におけるレッド・パージのたたかい」、関研二代表『70年枉げざる道を一堀切路夫遺稿・追悼集一』「70年枉げざる道」刊行委員会、1993年、8頁。
 - (21) 「日本教育新聞」1949年10月8日付。
 - (22) 弘中高順「東京大田区におけるレッド・パージの体験」、教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編『三十余年の星霜を生きて』あゆみ出版、1983年、216頁。
 - (23) 東京都教職員組合編『都教組十年史』東京都教職員組合、1958年、256頁。
 - (24) 伊藤吉春『勤評闘争二十年』音羽書房、1977年、274頁。
 - (25) 由良一男「わたしの一九五〇年二月十三日までの闘い」、教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編、前掲書、237頁。
 - (26) 小林金治「東京都墨田区小梅小学校の闘争」、「季刊教育運動」第7号、1978年4月、56-57頁。
 - (27) 堀切路夫、前掲論文、11-12頁。
 - (28) 井出弘子「くやしさというよりはどうか正しく闘うか」、教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編、前掲書、154頁。
 - (29) 小林金治、前掲論文、59頁。
 - (30) 東京地裁公判資料乙第十一号証。日教組所蔵。
 - (31) 弘中高順、前掲論文、216頁。
 - (32) 同前。
 - (33) 「朝日新聞」1949年2月27日付。
 - (34) 当時都教組委員長の伊藤吉春は、「ある幹部の一人は占領軍に内通していた。私は忘れ物のノートに共産党員とシンパの名が記してあったのを見た。そのノートは彼のものだったのである。彼は今後二度とこういうことはやらないと私に約束したが、名簿は既に連絡済みだったのかどうか、その後二度とやらなかったかどうか確証はない」（伊藤吉春、前掲書、261頁）と記している。また、同時期に執行委員であった片岡並男は、「リストといえ、そういうダラ幹の数人が、都教組役員の中の党員の名簿を作製してデュッペルに差出したといううわさも事実であった。そのリストの写しを書記局の事務員が拾ったということで、Iからわたしに話があった。『リストの中にあなたとわたしの名が出ている。けしからんことだ。いっしょに抗議しよう』というのだった。話を聞いて、わたしもびっくりした」と、同趣旨の証言をしている（片岡並男「レッド・パージ—ある中立主義者のたどった道—」、勝田守一他編『戦後教員物語(1)』三一書房、1960年、168頁）。なお、文中の「I」は、伊藤吉春を指すものと思われる。
 - (35) 片岡並男、前掲論文、168頁。
 - (36) 入江道雄「あるレッド・パージ」、国分一太郎『石もて追われるごとく』英宝社、1956年、205-207頁。
 - (37) 堀切路夫、前掲論文、8頁。
 - (38) 堀切路夫、前掲論文、28頁。
 - (39) 堀切路夫、前掲論文、32頁。
 - (40) 片岡並男、前掲論文、183-185頁。
 - (41) 'Minute of the Regular Meeting 24 Oct.1949 Tokyo-to Board of Education', GHQ/SCAP Records CIE(B)-02815.
 - (42) 堀江邑一「一九五〇年東京都教員レッド・パージ事件の思い出」、教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編、前掲書、98頁。

（釧路校教授）

[補注1] 資料の引用にあたり、旧字体の一部を改めている。

[補注2] 本稿は、平成16年度文部科学省科学研究費補助金交付による研究（課題番号：14510256 研究課題名：占領下における教職追放政策の変化と教育における「逆コース論」の検証）の一部をなすものである。